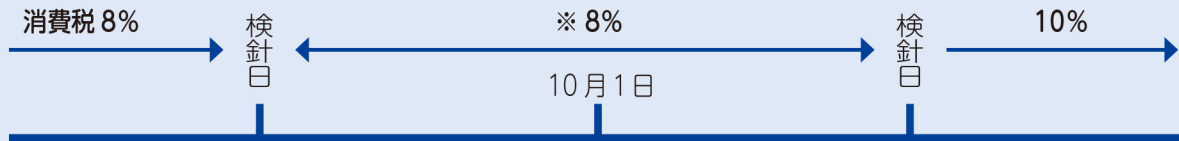


## 2 消費税率の引き上げに伴い水道料金等を変更

水道料金、分担金、下水道・公設浄化槽使用料の請求金額には、現在 8%の消費税が含まれていますが、10月1日以降の検針分（新たに水道を引く際に必要になる分担金は10月1日以降の受付分）からは消費税が10%に引き上げられる予定です。市民の皆さまのご理解をお願いします。

■水道料金＝営業課 ☎ 620・1691、分担金＝工務課 ☎ 620・1692、下水道・公設浄化槽使用料＝下水道総務課 ☎ 620・1665

【継続使用の場合】 ※ 10月1日以降初めての検針分までは経過措置があり従来どおり消費税 8%



【新規契約の場合】

